

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び 生活保護部会におけるこれまでの主な意見

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会におけるこれまでの主な意見(目次)

※これまでの各回における議題の「特に議論いただきたい点」を基に整理

<第2回部会関係>

- (2-1) 自立相談支援のあり方について 1
 - ①自立相談支援のあり方全般
 - ②自立相談支援事業に生活困窮者をつなげる仕組み
 - ③支援における情報共有の仕組み
 - ④「断らない」相談支援の実現
 - ⑤自立相談支援事業の体制
- (2-2) 就労支援のあり方について 6
 - ①就労支援のあり方全般
 - ②就労準備支援事業
 - ③認定就労訓練事業
 - ④無料職業紹介事業
 - ⑤その他

**社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会
(第6回)資料1
【抜粋】**

(2-1) 自立相談支援のあり方について

論点	主な意見
① 自立相談支援のあり方全般	<ul style="list-style-type: none">● 縦割り行政を分野横断的に対応できる相談窓口ができたことに意義があり、今後も大いに期待する。● 相談支援については、相談者を断らず、広く受け止めるという方向にすべき。● 相談員の専門性の位置づけ、評価をしっかりとっていくことがよりよい自立相談支援につながっていく。
② 自立相談支援事業に生活困窮者をつなげる仕組み	<ul style="list-style-type: none">● 連携の頻度が多い税金を始めとする滞納情報を持つ部署から相談窓口につなげる仕組みが必要。● 子どもについては、子どもの不登校や問題行動ばかりでなく、学校に納付する費用の支払いの遅れ等家庭の課題も拾い上げながら、どういうルート(組織又は人)での情報の伝達・集約がよいのかに着目し、学校や教育委員会との連携をベースに、議論していくことが必要。● 自立相談支援事業と他の制度との連携が重要。食料費、交通費、病院代、携帯電話費用などの支援が自立相談支援事業にあるとつながりやすくなるので、場合によっては検討する必要。● 自立相談支援の仕組みは入口のところであるので、そこにつながるよう広報活動等、周知の方法と内容を考える必要。

(2-1) 自立相談支援のあり方について

論点

主な意見

③ 支援における情報共有の仕組み

- 「支援調整会議」を法律に設置根拠を持つものとし、構成員や守秘義務についても定めを置くべき。
- 「支援調整会議」を個人情報共有できる仕組みとして、守秘義務を含めた法律上の枠組みを整備することによって、自立相談支援機関がコーディネーター役を担い、関係機関を収集して情報共有の場ができるので、一つの支援機関では止まっていた支援が動き出し、世帯丸ごとの支援が可能となる。
- 個人の命に関わるものや子どもに関わるものなど、いくつかの条件に該当すれば個人の同意がなくても段階を踏んで介入することが必要。
- 法律による法定協議会の設置や、生命の危険が予想される場合など、一定の条件を設定した上での情報共有や守秘義務についての法的枠組みが考えられないか。
- 本人同意がない中で、とりわけ納税情報については、地方税法第22条の規定で守られるべき法益を考えると、情報収集・情報提供の範囲は慎重に検討すべき。
- 生活困窮者自立支援制度の実施主体は自治体であり、たとえば税の滞納者等について自立相談支援事業につないでいく働きかけは、あくまでも自治体が個人情報取り扱いの原則のなかでどのように工夫していくかということになる。自立相談支援の対人援助においては信頼関係が基盤となるので、本人同意なく得られた情報を本人との関係で使っていくことは考えにくい。
- 安易に個人情報を共有することは、逆に困窮者にとっての脅威となることもあるので、少し慎重に考えるべき。

(2-1) 自立相談支援のあり方について

論点

主な意見

③ 支援における情報共有の仕組み

- 地域のつながりのある方にも、支援される困窮者の支援方法や関わり方の共有をしていくような場面を作ることが必要。
- 相談者の生活をどう支えていくかといった視点と、一方で、自己決定という視点についてそれぞれの兼ね合いをどうとっていくのかが重要。
- 生活困窮者自立支援の窓口から始まり、結果として生活保護の活用に至った場合に、横断的に同じ支援者が関わっていくような仕組みづくり、支援の連続性が必要。
- 要保護児童対策協議会のようなチーム支援が理想的ではあるが、個別の一つ一つの課題に対して丁寧に対応していくということが実態ではないか。いかに多くのセクションが情報共有しながらやっていくかが重要。
- 情報の収集に当たってのワンストップ的な担当部署が必要。それには専門的な総合相談をできる人材の配置が必要。
- 情報の提供については、法改正という手法もあるが、現行制度の中でガイドライン的なものを示すことも必要。

(2-1) 自立相談支援のあり方について

論点

主な意見

④「断らない」相談支援の実現

- 困窮法第2条の定義規定とも関連するが、社会的な孤立という概念を法律に盛り込むべき。
- 困窮法第2条の定義規定等を見直すかどうかが論点。
- 生活困窮の定義や対象について、制度が本格実施されてからの状況を踏まえてもう一度捉え直し、置き直して、理解を広げることが必要。
- スーパーバイズ、フォローアップ等、相談員のサポート、バーンアウトさせないための体制づくりが必要。
- 自立相談支援の相談をバックアップしていくために、我が事・丸ごとの地域の包括的相談支援体制が必要。
- アウトリーチをしっかりとっていく体制を考えるべき。
- 「断らない」ということがプレッシャーになって、相談員のメンタル面の問題につながってきているのではないか。
- 「断らない」という理念には賛同するが、人材の育成、確保、スーパービジョン、組織の理解などの条件を整えていく観点が必要。
- 相談をそこで受け止めることをどれだけできるか、他の制度につなげるならば、つなげるためにどういう手法を取ったほうがよいかを検討すべき。
- 相談には2つの機能があり、一つは問題解決をする機能、もう一つは、今日、困窮、孤立が進んでいる中で相談自体が支援という機能。関係の保持などを通じて相談そのものが支援になることを理解しておかないと、出口がないから相談を受け付けませんという逆転現象になりかねない。

(2-1) 自立相談支援のあり方について

論点

主な意見

⑤ 自立相談支援事業の体制

- 相談体制の強化が不可欠。具体的には、①支援員等の専門性の確保、②必要な職員配置、③対人援助業務に従事する上での理念、倫理形成、④相談員の育成、スーパービジョンの確保、⑤連携体制の確保。特に配置基準の設定をすべき。
- 広域自治体の立場としては、広域自治体における管内実施機関の広域支援について、法律上の位置づけやガイドラインの作成、広域支援した際の費用に関する補助率の予算措置が有効。
- 体制の確保や人材、ケースワーカーのスキルの向上が重要であり、質と量、支援員のスキル、十分な配置のための財政的な措置も引き続き検討する必要。
- 支援員に関する基準や予算措置も必要。
- 単に相談するだけでなく、相談給付のようなものも必要。
- 人口別の算定基準については、検討する必要。
- 相談支援員の数を増やすべき。
- 人員配置基準を明らかにすべき。

(2-2) 就労支援のあり方について

論点

主な意見

① 就労支援のあり方全般

- 本人に見合った多様な雇用、労働の場の創出が必要。
- 日常生活と社会生活と就労を一体的に考え、かつ雇用についても意欲・能力や、本人に適した雇用環境の問題を考えて行っていく必要。また、そのために、それに対応する人員配置、質と量の両面から検討する必要。
- 多様な働き方を目指すことで社会的孤立を解消することができるが、生活保護受給を開始して、就労不可ということになると社会参加の道が途切れてしまう。ケースワークでうまくつなぐことができないか。
- 就労に結びつくまでに一年以上かかる方もおり、期間延長についても検討が必要。

② 就労準備支援事業

- 就労準備支援については、必須化する方向で進めてほしい。
- 断らない支援が一つの到達点とすれば、その出口のツールとして、就労準備支援事業の必須化は検討されるべき。
- 就労準備支援事業の必須化は、全国どの地域、自治体においても雇用、労働の機会を提供するという意義があり、賛成。
- 就労準備支援事業を実施する上でのノウハウ等には、自治体間で差があるので、広域的な県からの支援が重要。
- 規模の小さい自治体では、①需要が少ない、②補助金交付の対象外となっている、③マンパワーの不足や委託事業者が少ないといった問題点があるため、こうした問題点を解決する仕組み作りが必要。
- 交通費について、実費負担ができずに支援をあきらめている現状があるため、この交通費の実費負担の原則を変えられないか。
- 就労準備支援事業の最長1年間という期間について、状況に応じて、その例外を検討していく必要があるのではないか。

(2-2) 就労支援のあり方について

論点	主な意見
② 就労準備支援事業 ー 就労準備支援事業の対象者(年齢や資産収入要件)	<ul style="list-style-type: none">● 65歳以上の者に就労機会を提供するということで賛成。● 65歳以上の者にも就労準備支援事業を広げていくべき。
③ 認定就労訓練事業 (次ページに続く)	<ul style="list-style-type: none">● 認定就労訓練事業を実施する事業主がなかなか見つからないという状況があるので、事業の実施促進に何らかの工夫が必要。● 一般市や町村がこの認定に関わるようなことができれば、さらに普及するのではないか。● 認定就労訓練事業者に対する自立相談支援機関による支援の向上が必要。● 働く先等出口となる企業や民間団体への支援が重要。● 財源的な措置も含めて、バックアップの方策を検討してほしい。● 障害者雇用アドバイザーのこれまでのノウハウも取り入れながら、技術的支援のあり方をもう少し整理して、ガイドライン的なものを作っていくことが重要。● 労災が適用にならない場合の保険にかかる費用や交通費等を公費で賄っていくことも必要。● 交通費等必要経費の認定が必要。● 交通費等の実費負担は検討する必要。

(2-2) 就労支援のあり方について

論点	主な意見
③ 認定就労訓練事業	<ul style="list-style-type: none">● 支援つきの就労(中間就労)について、これまでの障害分野のものだけではなく、企業が受け皿になれるようにする。さらに、誰でも働ける社会的企業を育成する仕組みや支援が必要。● 他の事業をしている場合の配置基準に関連した、兼務に関する法人内での柔軟性の確保が必要。
④ 無料職業紹介事業	<ul style="list-style-type: none">● 現状においても、柔軟な就労形態はあるので、就労というものを意図せず緩めてしまわないような形で検討すべき。● 労働の専門部署が職業紹介を行うことは労基法が守られた職場であるのか等の確認の視点から非常に重要であり、慎重であるべき。● 生活保護の相談のところにハローワークが出ていくような方向も併せて考える必要。
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none">● 最低生活保障以外に自立の助長という考え方から就労自立給付金が創設されているが、生活保護の勤労控除の在り方については、期間限定で、最初の期間は通常よりも多く手元に残るような幅を持たせてインセンティブを強化することは許容されるのではないか。